

第2条第1項 (「公益通報」の定義)

(定義)

第二条 この法律において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）（以下「役務提供先」という。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供先若しくは当該役務提供先があらかじめ定めた者（以下「役務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者（次条第二号及び第六条第二号において「行政機関等」という。）又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一 労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者（次号に定める事業者を除く。）

二 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第四条及び第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前一年以内に受けていた事業者

三 前二号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者

四 役員 次に掲げる事業者

イ 当該役員に職務を行わせる事業者

ロ イに掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合に

において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

1 本項の概要

本項は、本法による保護の対象となる「公益通報」を定義するものである。

2 本項の趣旨

本項は、解雇その他不利益な取扱いからの保護の対象となる通報について、単なる「通報」ではなく「公益通報」として定義し、①役務提供先に使用され、事業に従事する労働者等から、②不正の目的でなく、③公益を害する事実である当該役務提供先等の犯罪行為やその他の法令違反行為についてなされる通報であるという趣旨を明らかにしている。

3 本項の解釈

(1) 通報の主体

ア 「労働者」

(7) 趣旨等

本法による保護等の対象となる通報者としての「労働者」を労働基準法第9条に規定する労働者とするものである。

労働基準法第9条において、「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と定義されており、ここで、「使用される」とは、他人の指揮監督下で労務を提供することをいう。このような関係を「労働契約関係」という。

具体的には、民法上自由対等な関係を前提としている請負や業務委託と称する契約を結んだとしても、事業者がその者を指揮命令して労務に服させているなど指揮監督下の労働を行わせている場合、その者は労働基準法の適用を受ける「労働者」に当たり得る。

このような事業者と労働者との「労働契約」は自由対等な契約関係になく、

- ・ 事業者は、労務の提供に関し継続的に労働者に対して指揮命令等の統制を行う優越的な地位にあるほか、
- ・ 労働者は、労務の提供以外の場面においても、事業者の利益に対する誠実義務（守秘義務、服務規律など）を負っている。

このため、事業者の利益と公益とが一致しない場合には、労働者が公益のために通報をすれば、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けるおそれがあり、公益を図る見地からは、労働者をこのような報復措置から保護する必要がある。

○ 参照条文

[参考] 労働基準法（昭和22年法律第49号）

第2条（定義）

（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

（イ） 公務員

公務員は、原則として本項の「労働者」に該当する。

一般職の国家公務員及び一般職の地方公務員については、労働契約法の規定は適用されない（労働契約法第21条第1項）が、公務員についても、民間部門の労働者と同様に公益通報者が免職等の不利益な取扱いを受けないことが必要である。他方、公務員は、国家公務員法等において身分保障や分限・懲戒事由が法定されている。このこと等を踏まえて、公益通報をしたことを理由とする公務員に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、法第3条（解雇の無効）、法第4条（労働者派遣契約の解除の無効）及び法第5条（不利益取扱いの禁止）の規定にかかわらず、国家公務員法等の定めるところによることとされ、確認的に、この場合において、公務員の任命権者等は、公益通報をしたことを理由として公務員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、国家公務員法等の規定を適用しなければならないとされている（法第9条参照）。

○ 参照条文

〔参考〕労働契約法（平成19年法律第128号）

（適用除外）

第二十一条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

2 （略）

（ウ） 同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人

「同居の親族のみを使用する事業」に使用される者及び「家事使用人」についても、本項の「労働者」に当たる。

労働基準法においては、「同居の親族のみを使用する事業」及び「家事使用人」について労働基準法の適用が除外されている（労働基準法第116条第2項）。

これは、

- ・ 「同居の親族のみを使用する事業」の場合には、通常の労働関係とは異なり、親族関係にある者の間にまで法に基づき国家的規制や監督を行うことは不適當であること
- ・ 「家事使用人」は、労働内容が家事一般という家庭内に関わる「労働者」であり、通常の事業に使用される労働者と同一の労働条件で国家的規制や監督を行うことは不適當であること

を理由とするものである。

第2条 (定義)

本法においては、

- ・ 公益通報者保護制度は、労働基準法とは異なり、労働者を保護するために行政措置や行政上の監督を行うものではなく、実態として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受ける場合には、制度の対象とする必要があること
- ・ 「同居の親族のみを使用する事業」に掲げる親族の範囲（民法第725条にいう六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）は広く、事業者の経営者から血縁関係の遠い労働者が親族であることを理由として一律に保護の対象外となることは、その労働者が公益通報をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けるおそれがあることを踏まえれば適当でないこと
- ・ 「家事使用人」について、労働基準法は、事業者が家事使用人として雇用した者を、家事以外の事業に従事させる場合も適用除外とするが、その家事使用人が家事以外の事業に関して事業者の犯罪行為やその他の法令違反行為を通報した場合に、解雇その他不利益な取扱いを受けるおそれがあることから、その労働者が家事使用人であることを理由として一律に保護の対象外とすることは適当でないこと

から、「同居の親族のみを使用する事業」及び「家事使用人」についても適用を除外せず、本法の対象とされたものである。

○ 参照条文

[参考] 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（適用除外）

第百十六条 （略）

② この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

[参考] 民法（明治29年法律第89号）

（親族の範囲）

第七百二十五条 次に掲げる者は、これを親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

○ 「同居の親族のみを使用する事業」及び「家事使用人」を労働者から除外している例

[参考] 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三～四 (略)

○ 「同居の親族のみを使用する事業」の解釈

[参考] 厚生労働省労働基準局編『改訂新版労働基準法下(労働法コンメンタール③)』(労務行政・2005年) 1016頁以下

「同居の親族がたとえ事業場で形式上労働者として働いている体裁をとっていたとしても、一般には、実質上事業主と利益を一にしている、事業主と同一の地位にあると認められ、原則として同法の労働者ではない。」

○ 「家事使用人」の解釈

[参考] 厚生労働省労働基準局編『改訂新版労働基準法下(労働法コンメンタール③)』(労務行政・2005年) 1016頁以下

「本法の家事使用人であるか否かは、従事する作業の種類、性質の如何等を勘案して具体的に当該労働者の実態により判断すべきであり、労働契約の当事者の如何に関係なく決定されるべきものである。例えば、『法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令のもとで家事一般に従事している者は、家事使用人である。』(昭和63年3月14日 基発第150号・婦発第47号)。」

(イ) 船員

船員は、本項の定義上、「労働者」に当たる。

船員については、労働基準法第116条第1項により、一部の規定を除き、労働基準法を適用しないこととしている。

しかし、

- ・ 実態として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受ける場合には、本制度の対象とする必要があること
- ・ 船員について労働基準法の適用が排除されているのは、通常の労働時間規制になじまないなどの船員の労働関係の特殊性を理由として別途船員法によって規制されているためであり、労働者に該当すること自体が否定されているわけではないこと(労働基準法第116条第1項は労働基準法の定義規定の適用を除外していない。)

から、船員についても、本項の「労働者」に当たるものとして本法の対象となる。

また、本項第2号では「派遣労働者」、「労働者派遣」について、第4条では「労働者派遣契約」について、労働者派遣法の定義を引用しているところ、労働者派遣法第3条において、船員については、同法の適用が除外されている。

しかし、労働者派遣法において、船員については、労働者派遣に関する上記の定義規定に概念上は含まれる。本法においては、労働者派遣法の定義規定のみを引用しているだけであり、労働者派遣法第3条における船員の適用除外規定の効力までは及ばない。

このため、船員職業安定法の労務供給の対象となる船員のうち、供給元との間に支配・従属関係があり、供給先との間では労働契約関係はなく労働の指揮命令を受ける船員(船員職業安定法

第2条 (定義)

に定める常用雇用型派遣事業により派遣される船員を含む。)についても、本法における「派遣労働者」に含まれる。

同様に、本法における「労働者派遣」、「労働者派遣契約」には、上記の形態をとる船員労務供給、船員労務供給契約（及び船員派遣、船員派遣契約）がそれぞれ含まれる。

○ 参照条文

[参考] 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(定義)

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

(適用除外)

第一百六条 第一条から第十一条まで、次項、第一百七十七条から第一百九条まで及び第二百二十一条の規定を除き、この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員については、適用しない。

② (略)

[参考] 船員法（昭和22年法律第100号）

(船員)

第一条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

②・③ (略)

[参考] 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三・四 (略)

(船員に対する適用除外)

第三条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一～十 (略)

2～11 (略)

第2条 (定義)

[参考] 船員職業安定法 (昭和23年法律第130号)

(定義)

第六条 この法律で「船員」とは、船員法 (昭和二十二年法律第百号) による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2～10 (略)

11 この法律で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

12 この法律で「派遣船員」とは、船舶所有者が常時雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。

13～16 (略)

イ 「派遣労働者」

本法による保護等の対象となる通報者としての「派遣労働者」を労働者派遣法第2条第2項に規定する派遣労働者とするものである。労働者派遣契約に基づき派遣先において就労する派遣労働者が、当該派遣先についての通報対象事実を認識して通報した場合、当該通報については調査・是正措置の契機となり得るとの有用性が認められる一方で、当該通報をした者に対する不利益な取扱い (例えば、派遣元による減給、退職金の不支給等) が行われるおそれがあることから、法第2条第1項第2号及び第2項の規定により、当該通報をした者は「公益通報者」に該当し、本法による保護の対象とされている。

なお、「派遣労働者」も「労働者」に含まれるところ、本項第1号が規定する通報先と本項第2号が規定する通報先の重複を回避するため、本項第1号において、「当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者」から、派遣先又は過去の派遣先を除外している (下記(5)ア(7)「当該役務提供先」参照)。

ウ 退職者

(7) 「労働者であった者」

原始法では、勤務先を退職した者は、通報をした時点で労働契約関係が終了しているため、通常、使用者であった事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けないと考えられたことから、解雇その他不利益な取扱いからの保護の対象となる公益通報者に含まれていなかった。

しかし、退職者は、退職から間もない者であれば、在職中に認識した通報対象事実が継続している可能性が高く、その通報を活用して必要な調査を行い、通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとることが期待できる。また、原始法の施行後、退職者による通報の事例が生じたことに伴い、このような退職後の通報を理由とした不利益な取扱いが行われるおそれが顕在化しており、実際に、退職者が過去の勤務先の不正行為について通報をしたことにより、損害賠償請求、嫌がらせ等の不利益な取扱いを受けた事例も生じた。

そこで、改正法では、過去の勤務先等の不正行為について通報をした退職者を公益通報者の範囲に追加し、通報をしたことを理由とした退職者に対する不利益な取扱いが禁止された。

また、退職から長期間を経過する間に、在職中に把握した不正行為が是正されている場合もあり得るため、通報の有用性の観点から、本法による保護の対象については、退職から一定の期間を経過していない者による通報に限定することが適当であるところ、事例も踏まえ、不利益な取扱いが想定される通報の大半を対象とすることができるものと考えられることから、退職後1年以内に通報をした者に限定された。

なお、本法において、労働者が通報した場合に、退職後の不利益な取扱いから保護される期間が限定されていないこととの均衡を図る必要があると、また、1年以内に通報をした退職者に対し1年を経過するのを待って不利益な取扱いを行うような脱法事例を防ぐ必要があることから、退職後1年以内に通報をした退職者に対し、その後の不利益な取扱いから保護される期間は限定されていない。

(イ) 「派遣労働者であった者」

原始法においては、派遣労働者と派遣先の関係のみを対象としており、当該派遣労働者であった者は「公益通報者」に該当せず、原始法による保護の対象とはならなかった。

しかし、派遣労働者であった者も、派遣期間終了後の通報の有用性が認められるとともに、通報したことを理由として不利益な取扱いが行われるおそれがある。そのため、改正法では、上記(ア)と同様、派遣終了後1年以内に通報した者に限定して、公益通報者の範囲に追加し、保護の対象とした。例えば、事業者Aへの派遣終了後に事業者Bに派遣中のXが事業者Aについての通報対象事実に係る通報をした場合、Xは事業者Bに派遣中であるが、事業者Aとの関係では「派遣労働者であった者」に該当し、また、事業者Aへの派遣終了後に待機中のYが事業者Aについての通報対象事実に係る通報をした場合、Yは待機中であるため「派遣労働者であった者」に該当し、いずれも「公益通報者」に該当することとなる。

なお、派遣終了後1年以内に通報した者に対しても、その後の不利益な取扱いから保護される期間は限定されていない。

エ 「役員」

原始法では、理事、取締役、執行役その他の法人の役員は、法人に対し、労働者が就業規則や労働契約に基づき負う各種の義務と比べて重い善管注意義務や忠実義務を負い（会社法第355条等）、通報対象事実を認知した場合は自ら是正すべき立場にあり、また、その選任・解任は株主総会の決議等の法定手続（会社法第329条第1項、第339条第1項等）を経て行われるため、解雇その他不利益な取扱いからの保護の対象となる公益通報者に含まれていなかった。

しかし、役員は、業務執行、業務執行に対する監督、監査等を職務とし（会社法第348条第1項、

第362条第2項、第381条第1項、第418条、第590条第1項、一般社団・財団法人法第76条第1項、第90条第2項、第99条第1項等）、その職務に適した権限を法令上付与されているため、事業者の重大な意思決定や重大な財産に関する情報（機密情報を含む。）を知り得る立場にあり、事業者の業務の限られた部分を担務するにとどまる労働者以上に、事業者の重大な不正行為を知り得る蓋然性がある。また、原始法の施行後、役員が不正行為のおそれを取締役会に付議したり、監査役に報告したりして、事業者に通報し、調査・是正措置をとることが困難であった事案や、実際に、不正行為を通報した役員に対して不利益な取扱いがなされている事案も存在した。

そこで、改正法では、公益通報者の範囲に役員を追加し、公益通報者である役員に対する不利益な取扱いが禁止された（なお、役員に対する保護の内容については第5条の解説を参照。）。

役員は、法人の外部からは知ることが困難な事実について、労働者と同等以上に知る蓋然性の高い者に限定することが適当であることから、法人の業務の執行権又は監査権が与えられている者、すなわち、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者をいう（例えば、会社法第591条第1項に規定する業務を執行する社員、一般社団・財団法人法第170条第1項に規定する評議員等）。なお、相談役、顧問等は、「法令の規定に基づき」法人の経営に従事している者ではないため、「役員」には含まれない。

また、会計監査人については、その資格が公認会計士又は監査法人に限定されており（会社法第337条第1項、一般社団・財団法人法第68条等）、事業者と対等の立場にあるため保護の必要性は低いことから、役員から除外されている。

オ 契約に基づき事業を行う場合に、当該事業に従事する取引先事業者の労働者、派遣労働者、退職者、役員（「契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者」）

使用者又は派遣先等が請負契約等に基づき委託元から受託した事業を行う場合に、当該事業に従事する労働者、派遣労働者、退職者又は役員が、委託元についての通報対象事実を認識して委託元に対して通報した場合、当該通報については調査・是正措置の契機となり得るとの有用性が認められる一方で、当該通報をした者に対する不利益な取扱い（例えば、使用者又は派遣元による減給、退職金の不支給等）が行われるおそれがあることから、法第2条第1項第3号、第4号ロ及び第2項の規定により、当該通報をした者は「公益通報者」に該当し、本法による保護の対象とされている。

なお、当該事業への従事から長期間を経過する間に、従事中に把握した不正行為が是正されている場合もあり得るため、上記ウと同様に、通報の有用性の観点から、本法による保護の対象については、当該事業への従事終了から1年を経過していない者による通報に限定している。

カ その他

(7) 下請事業者その他の取引先事業者

本法による保護等の対象は「労働者（であった者）」「派遣労働者（であった者）」「役員」であり、保護等の対象には、下請事業者その他の取引先事業者は含まれない。

下請事業者その他の取引先事業者を通報者に含めるかどうかについては、本来、自由な意思に基づいて行われるべき事業者間の取引関係に国として何らかの制限を加えることを意味する。この点について、原始法制定に先立つ国民生活審議会消費者政策部会での審議においても、

- ① 何らかの保護を加えるべきとの意見
- ② 事業者間の取引関係に保護を加えることは、取引自由の原則から慎重に検討すべきとの意見

の双方の意見があり、意見の一致が得られなかったため、国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」（平成15年5月28日）には盛り込まれなかった。

本法では、このような国民生活審議会での議論も踏まえ、慎重な検討が必要との判断から、取引先事業者は通報者に含まれられなかったものである。

なお、下請代金支払遅延等防止法において、下請事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、親事業者の不公正な行為の事実を知らせたことを理由として、親事業者が、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすることが禁止されており（下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第7号）、取引先事業者も下請代金支払遅延等防止法の適用がある場合には保護され得る。

○ 参照条文

[参考] 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～六 （略）

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 （略）

(イ) 代理人

通報行為は、意思表示ではなく觀念の通知であることから、本人の授権に基づいて行われた場合であっても、民法上の法律行為の代理とはならない。

もつとも、労働者の親族等が通報文書の代筆を行った場合など、第三者が労働者本人の意思に基づいて代行したと認められる場合には、その労働者が通報したものとして、保護の対象となり得る。

（2） 通報の目的

公益通報の要件として、「不正の目的でないこと」を規定するものである。

ア 「不正の目的でないこと」

役務提供先に使用され、事業に従事する労働者等が、公序良俗違反の目的の通報を行った場合、これを「公益通報」とすることは適当でないため、これを除外し、通報の目的が「不正の目的でないこと」が要件として明確にされているものである。

刑法の名誉毀損（刑法第230条及び第230条の2）は「目的が専ら公益を図ること」である場合に違法性を阻却することとしているのに対し、本法では「不正の目的でないこと」を要件としている。

この理由は、

- ・ 名誉毀損が「公然と事実を摘示」する、すなわち、不特定多数の者が知り得ることが出来る状態にすることを要件としているのに対し、本法では、通報先を、役務提供先等、権限を有する行政機関又はその他の外部通報先に限定していること
- ・ その他の外部通報先への通報については、通報の保護要件を加重していること（法第3条第3号イ～ヘ）
- ・ 本法は、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するために、一定の犯罪行為やその他の法令違反行為に係る通報に限って公益通報として本法の対象とするものであり、通報目的を必要以上に限定することはこの目的との関係上適当ではないこと
- ・ 公益通報をする者は様々な事情につき悩んだ末に通報をする 경우가多く、純粋に公益目的だけのために通報がされることを期待するのは非現実的と考えられること

から、刑法の名誉毀損の違法性阻却の要件とされている「専ら公益を図る目的であること」のような厳格な限定は適当ではないと考えられるためである。

なお、「不正の目的」の通報であれば事業者による懲戒処分の対象とし得るほか、通報内容が虚偽であれば虚偽告訴罪（刑法第172条）や信用毀損罪（刑法第233条）の対象となり得ると考えられたことから、「不正の目的」の通報に対する罰則は設けないこととされたものである。

本項にいう「不正の目的」とは、公序良俗に反する目的をいい、

① 不正の利益を得る目的

公序良俗に反する形で自己又は他人の利益を図る目的。なお、報奨金や情報料を得る目的であっても、それが公序良俗に反する不正な利益といえるようなものでない場合には、ここに

う「不正の利益を得る目的」には当たらない。

② 他人に不正の損害を加える目的

他の従業員その他の他人に対して、社会通念上通報のために必要かつ相当な限度内にとどまらない財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える目的。

の通報など社会通念上違法性が高い通報が考えられる。

なお、「不正の目的でない」というためには、上記のような「不正の利益を得る目的」や「他人に不正の損害を加える目的」の通報と認められなければ足り、専ら公益を図る目的の通報と認められることまで要するものではない。単に、交渉を有利に進めようとする目的や事業者に対する反感などの公益を図る目的以外の目的が併存しているというだけでは本項にいう「不正の目的」とはいえない。

○ 参照条文

[参考] 刑法（明治40年法律第45号）

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

（公共の利害に関する場合の特例）

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

2・3 （略）

[図表] 公益通報（法第2条）と名誉毀損（刑法第230条の2）の主観要件の差異

	刑法の名誉毀損における公共の利害に関する場合の特例 （刑法第230条・第230条の2）	公益通報（法第2条）
目的	専ら公益を図る目的であること	不正の目的でないこと
内容	「公共の利害に関する事実」であること	国民の生命、身体、財産その他の利益に関わる一定の犯罪行為及び法令違反行為
方法	「公然と（＝不特定多数の者に対し）事実を摘示」すること	・通報先は、役務提供先等、権限を有する行政機関又はその他の外部通報先に限定 ・その他の外部通報先への通報については、 ①通報先から「事業者の正当な利益を害するおそれがある者」を除外 ②通報の保護要件を加重（法第3条第3号イ～へ）

○ 「不正の目的」について判断した裁判例

[参考] 東京地裁平成25年3月26日判決（ボッシュ事件）

第2条（定義）

「原告は、平成23年初めころには、本件デジタルイラスト問題に関し、担当者に民事・刑事責任を問うことができないものであるという認識を有していたにもかかわらず、自らの法務室への異動希望を実現させるという個人的な目的のために、これを蒸し返し、同年7月22日には本件警告書による警告を受けたにもかかわらず、これに従うことなく、同月25日に、P4社長に対し再度これを告発したと評価せざるを得ない。このように、原告は、自らの内部通報に理由がないことを知りつつ、かつ個人的目的の実現のために通報を行ったものであって、原告が主張するように、社内コンプライアンス維持のためにやむを得ない行為であったなどということはできないものであって、実質的に懲戒事由該当性がないということとはできないし、かつ、公益通報者保護法2条にいう不正の目的に出た通報行為であると認めざるを得ない。」

「原告は、公益通報者保護法2条の「不正の目的」について、通報者に会社や特定の上司に対する反感等、事業者のコンプライアンスの増進を図るといふ動機以外の動機があったとしても、直ちに「不正の目的」に出たものというべきではないという趣旨の主張をする。

確かに、同法の趣旨からして、事業者のコンプライアンスの増進という動機以外の動機が存すること自体をもって、その適用を否定するのは相当ではなく、かつ、再度の公益通報であること自体をもって、その適用を否定することは慎重であるべきである。

しかしながら、他方で、このような公益通報については、たとえ事業者内部における再度の通報であったとしても、多かれ少なかれ、その通報内容を理解、吟味し、ある程度の調査が必要になる場合もあるなど、相応の対応を要求されるものであって、業務の支障となる側面があることは否定できず、時に組織としての明確な意思決定を迫られることもあることからすれば、これが無制限に許されると解するのは相当ではない。したがって、少なくとも、本件のように、いったん是正勧告、関係者らに対する嚴重注意という形で決着をみた通報内容について、長期間を経過した後に、専ら他の目的を実現するために再度通報するような場合において、これを「不正の目的」に出たものと認めることには、何ら問題がないというべきである（たとえば、原告の法務室への異動の動機が、自らが法務部門に携わるにより真のコンプライアンスを実現することにあつたとしても、この点に変わりはない。）。

〔参考〕大阪高裁平成21年10月16日判決（神戸司法書士事務所事件控訴審）

「前記認定によれば、被控訴人が、2月2日、控訴人の携帯電話に対し、本件契約書の写しを持っているので、労使交渉を弁護士に依頼しない場合には、法務局にいくしか手段はない旨記載したメールを送信したこと、控訴人の職務違反逸脱行為について司法書士会あるいは弁護士会などに相談に行くつもりであると予め知らせていることなどが認められ、これらからは、被控訴人が控訴人との労使交渉を有利に進めようとした意図が窺われなくはない。

しかしながら、「不正の目的でないこと」とは、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認められるような場合ではなく、例えば不正の利益を得る目的や他人に損害を与える目的がなければ足るのであるから、上記のような意図があるからといって、被控訴人の法務局への通報行為に不正の目的があつたとはできない。他に、被控訴人に不正の目的があつたことを窺わせる事実を認めるに足りる証拠はない（不正の目的があつたことは、控訴人に立証責任がある。）。

○ 類似の判断基準によって判断した原始法施行前の裁判例

〔参考〕東京地裁平成12年10月25日判決（ジャパンシステム事件）

「被告内部に不正経理問題があり、被告を当事者とする調停事件の解決ができなければ株式の上場に支障が出

るなどとして、自己の個人口座に6億5000万円の金員を振り込むように要求したことは、故意に被告の信用を著しく傷つけ、株主であるZ社を脅迫して不当に金品を要求し、私利を図ったことを示すものであって、就業規則に定める社員の義務に反するというのが相当である。」

〔参考〕大阪地裁平成14年11月29日判決（日本ビー・ケミカル事件）

「個々のメールの内容・表現などをみると、当時被告会社代表取締役社長であったKらを誹謗・中傷するものであって、職務熱心から出た被告会社に対する提言・要望であるとは評価し得ないものが多数存在するばかりでなく、原告はKを退任させようとする一方で、自分が常務執行役員や取締役役に選任されるよう画策していたことからすると、原告の一連の言動が被告会社のためにする建設的な提言であるとも認められない。」

〔参考〕神戸地裁平成10年3月27日判決（学校法人甲南学園事件）

「大学当局が……原告によって指摘された問題点を改めたにもかかわらず、……警察庁に、……生協出資金の徴収方法について告発する文書を送付したり、大蔵省及び会計検査院に対しても同内容の文書を送付しているが、これらはもはや、大学運営に関する正当な批判行為からかけ離れたものであり、被告大学及び生協関係者の名誉を著しく毀損する悪質な行為であると言わざるを得ない。」

〔参考〕富山地裁平成17年2月23日判決（トナミ運輸事件）

「本件ヤミカルテルは公正かつ自由な競争を阻害しひいては顧客らの利益を損なうものであり、……告発内容に公益性があることは明らかである。また、原告はこれらの是正を目的として内部告発をしていると認められ、原告が個人で、かつ被告に対して内部告発後直ぐに自己の関与を明らかにしていることに照らしても、およそ被告を加害するとか、告発によって私的な利益を得る目的があったとは認められない。なお、日消連にした……内部告発については、被告に対する感情的な反発もあったことがうかがわれるが……、仮にこのような感情が併存していたとしても、基本的に公益を実現する目的であったと認める妨げとなるものではない。」

(3) 犯罪行為やその他の法令違反行為の行為主体

公益通報の内容である犯罪行為やその他の法令違反行為の行為主体の範囲を、「役務提供先」又は「当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者」として明確にするものである。

ア 「事業者」

「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であり、営利の要素は必要なく、また営利の目的をもってなされるか否かを問わない。本項では、こうした「事業」を行う「事業者」として「法人その他の団体」及び「事業を行う個人」が規定されている。

「法人その他の団体」は、一定の目的をもって設立されることから、その活動は、各団体の目的を達成するための「事業」といえる。

「法人」とは、一般社団・財団法人法に規定される一般社団法人や一般財団法人、会社法上の株式会社その他の営利法人、協同組合や特殊法人など個別法に根拠を有する法人、特定非営利活

動促進法に基づく特定非営利活動法人など、自然人以外の法律上の権利義務の主体となり得るものをいい、国・地方公共団体などの公法人も含まれる。

「その他の団体」とは、法人のほか、民法第667条第1項に規定する組合契約によつて成立する組合を始め、法人格を有しない社団又は財団をいう。

「事業を行う個人」も、このような「事業」を行う者であるため、「事業者」に含まれる。

なお、個人事業者は、その事業のために活動すること以外に、自らの私生活のための活動をする場合もあるが、このような活動をする場合の個人は「事業者」には含まれない。

なお、労働安全衛生法における「事業者」は「事業を行う者で、労働者を使用するもの」（労働安全衛生法第2条第3号）として定義されているが、本法においては、労働者を直接使用していない事業者についても、契約に基づき業務に従事する他の事業者の使用する労働者からの通報が想定されるため（本項第3号）、本法においては同一の定義を行わないこととされたものである。

イ 「役務提供先」

公益通報の内容である犯罪行為やその他の法令違反行為の行為主体としての事業者の範囲としては、通報者である労働者及び役員等と一定の関係にある「役務提供先」として、

- ① 労働者又は労働者であった者を労働契約関係に基づいて自ら使用し、又は当該通報の日前1年以内に自ら使用していた事業者（本項第1号）
- ② 派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣の役務の提供を受け、又は当該通報の日前1年以内に受けていた派遣先の事業者（本項第2号）
- ③ 上記①②の事業者が他の事業者との契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた場合の当該他の事業者（取引先事業者、グループ企業など）（本項第3号）
- ④ 役員に職務を行わせる事業者（本項第4号イ）
- ⑤ 上記④の事業者が他の事業者との契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事する場合の当該他の事業者（本項第4号ロ）

を対象とする。

上記②、③及び⑤については、本法において公益通報の対象となる犯罪行為やその他の法令違反行為が、当該事業者と直接労働契約関係がある労働者や委任契約関係がある役員のみならず、当該事業者に関係する他の事業者と雇用関係にある労働者又は委任関係にある役員においても発見し得ることから、本法では、通報の対象となる犯罪行為やその他の法令違反行為の主体として、労働者を自ら使用する事業者又は役員に自ら職務を行わせる事業者のほか、その派遣先や取引先事業者を含めることとしている。

この場合、労働者や役員は、上記②、③及び⑤の事業者との間に労働契約関係又は委任契約関係はないため、これらの事業者から解雇又は解任されることはないと考えられるが、

- ・ ②については、当該労働者を自ら使用し、又は使用していた事業者と労働者派遣契約関係にあるため
- ・ ③及び⑤については、当該労働者を自ら使用し、若しくは使用していた事業者又は役員に自ら職務を行わせる事業者と取引契約関係等にあるため

労働者又は役員がこれらの事業者に公益通報をすることによって、当該労働者を自ら使用する事業者又は当該役員に自ら職務を行わせる事業者から業務上の指揮命令違反等を理由とする不利益な取扱いを受ける場合が考えられることから、保護の対象とする必要がある。

上記③及び⑤について、本項第3号及び第4号ロは、上記①、②及び④の事業者との間で「請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合」と規定されている。これには、請負契約に加え、

- ・ 卸売業者などとの継続的な物品納入契約
- ・ 清掃業者などとの継続的な役務提供契約
- ・ コンサルティング会社などとの継続的な顧問契約

などに基づく場合が該当する。

一方、販売を業としない者による一度限りの販売契約などについては、当該契約に基づいて「事業を行う」ものとはいえないために、その相手方が「役務提供先」に該当しない場合があると考えられる。

ウ 「当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員……、従業員、代理人その他の者」

公益通報の対象となる犯罪行為やその他の法令違反行為の行為主体には、法人その他の団体としての「事業者」そのものに限らず、その従業員等も考えられる。

このため、「当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員……、従業員、代理人その他の者」をも対象とされたものである。

また、「その他の者」とは、職務に従事する義務の有無や形式上の地位・呼称のいかんを問わず、現実に当該事業に従事している者で、「役員……、従業員、代理人」以外の者をいう。例えば、組合の構成員である組合員、現実に株式会社の業務執行の決定に関与している株主、委託を受けて当該事業に従事している事業者などが含まれ、これらの者が犯罪行為やその他の法令違反行為に関わっていることを労働者等が通報することが考えられる。

なお、本項は「当該役務提供先の事業に従事する場合における」とされていることから、公益通報の対象となる犯罪行為やその他の法令違反行為は、役務提供先のために行うもの（バス運転手の勤務中の飲酒運転等）に限られず、役務提供先のために行うのではないもの（役務提供先の金品の横領等）も公益通報の対象となる。他方、事業と全く関係のない私生活上の犯罪行為やそ

の他の法令違反行為は対象とならない。

(4) 通報の内容

公益通報の内容として、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨」が規定されているものである。

ア 「通報対象事実」

「通報対象事実」については、本条第3項で定義されている。

イ 「生じ、又はまさに生じようとしている」

本項は、通報対象事実が「生じ、又はまさに生じようとしている」ことを要件としている。

本項の「生じ」とは、現に生じている場合、及び過去に生じた場合を指し、犯罪行為やその他の法令違反行為が現に継続していることは要しない。過去の犯罪行為やその他の法令違反行為の事実についての通報によって、過去の被害が救済されたり、再発防止措置がとられたりすることも考えられるためである。

また、「まさに生じようとしている」については、通報対象事実の発生が切迫しており、発生する蓋然性が高い場合を指すが、必ずしも発生する直前のみをいうわけではない。例えば、誰が、いつ、どこで行うといったことが事業者内部で確定しているような場合には、実行まで一定の間がある場合であっても「まさに生じようとしている」といえるものである。

通報対象事実が現に生じている場合に加え、「まさに生じようとしている」場合を対象としている理由は、

- ・ 通報対象事実の中には、例えば公害規制違反のように、実際に通報対象事実が生じた後では、回復が困難な被害が生じるおそれのあるものもあること
- ・ 国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るためには、犯罪行為やその他の法令違反行為の未然防止を図る通報は、実際に犯罪やその他の法令違反が行われた後の通報以上に有用であると考えられること

から、通報を通報対象事実が生じた後に限定することは合理的でないと考えられたためである。

他方、意見公募手続において、単に「生ずるおそれ」とされたのでは、

- ・ 当事者間の事実認識の相違を生む可能性がある
- ・ 通報によって事業者に損害が発生した場合に「おそれ」の蓋然性をめぐって争いとなる可能性がある

との意見があったため、規定ぶりを明確化し、「まさに生じようとしている」として、事実の発生が切迫している場合に限定することとされたものである。

(5) 通報先

公益通報の通報先として、役務提供先等、権限を有する行政機関等及びその他の外部通報先が規定されている。

ア 役務提供先等への公益通報

「役務提供先等」とは、「当該役務提供先」及び「当該役務提供先があらかじめ定めた者」を指す。

これらは必ずしも事業者の内部の者に限られないが、その主たるものは事業者の内部の者あるいはそれと密接に関連する者であることから、「事業者内部」と称することがある。

(7) 「当該役務提供先」

当該通報者の役務提供先の事業者を指すが（「役務提供先」及び「事業者」の詳細については、本項「犯罪行為やその他の法令違反行為の行為主体」の解説を参照。）、その団体の代表者や個人事業主本人のほか、通報対象事実について権限を有する管理職、当該通報者の業務上の指揮監督に当たる上司等の従業員も含まれる。

例としては、事業者が設けている通報窓口（ホットライン等）、相談窓口、コンプライアンス部門などに加え、当該通報者の上司、当該問題の責任者などが含まれる。

なお、派遣先や取引先事業者の犯罪行為やその他の法令違反行為については、当該派遣先や取引先事業者が直接調査・是正する権限を有していることから、本項第2号及び第3号において、これら事業者への通報を他の場合における事業者内部の者への通報と同様に取り扱うこととされている。なお、派遣先又は過去の派遣先は、その指揮命令の下に労働する「派遣労働者又は派遣労働者であった者」を「自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者」に該当し、「派遣労働者又は派遣労働者であった者」は、「労働者又は労働者であった者」に該当することから、重複を回避するため、法第2条第1項第1号において、「当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者」から、派遣先又は過去の派遣先が除外されている。

他方、派遣先や取引先事業者の犯罪行為やその他の法令違反行為について、派遣元事業主や使用者は調査・是正する権限を有していないことから、これらの事業者への通報は他の場合における事業者内部の者と同様には位置付けておらず、これらの事業者への通報が公益通報となるためには、通報先が別途「当該役務提供先があらかじめ定めた者」又は「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」に該当する必要がある。

(イ) 「当該役務提供先があらかじめ定めた者」

各役務提供先においては、当該役務提供先の内部だけではなく、グループ企業共通のホットライン、社外の弁護士、通報受付会社、労働組合などを通報先として定めることが考えられるため、これらへの通報を役務提供先への通報と同様に取り扱う趣旨である。

イ 権限を有する行政機関等への公益通報

「権限を有する行政機関等」とは、「当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」及び「当該行政機関があらかじめ定めた者」を指す。

なお、「行政機関」については、本条第4項で定義されている。

(7) 「当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」

通報先としての行政機関を、一般的な行政機関のうち、「当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」と定めるものである。

このような規定とされた趣旨は、事案の調査及び円滑な是正のためには、最終的には、調査・是正は権限を有する行政機関に委ねざるを得ないため、権限を有する行政機関が通報者から直接通報を受け付けることが、通報後の調査・是正を円滑に行うために適当であると考えられたためである。（「通報対象事実」については、本条第3項の解説を参照。）

本項の「処分」とは、命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。また、「勧告等」とは、勧告その他処分に当たらない行為をいい、勧告のほか、助言や指導などが含まれる。

「権限を有する」行政機関に関しては、通報対象事実について、どの行政機関が、どのような行為を行う権限を有するかは、各行政機関の組織法令を含めた各法令などの規定によって定まっており、通報先となる行政機関は、これらの法令の規定に応じて定まることとなる。なお、必ずしも当該処分又は勧告等の根拠法令が本法の対象法律となっている必要はない。

また、「権限を有する」行政機関には、各法令の規定により直接権限を有する機関のほか、各法令の規定によりその権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事、市町村長及びその権限の一部を委任された地方支分部局の長を含む。

当該通報対象事実に対して複数の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合には、いずれの行政機関も本項の「権限を有する」行政機関に当たる。なお、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」は、複数の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有している場合について、各行政機関は、「連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。」としている。

なお、本法では、処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に誤って通報がされた場合には、当該行政機関は、権限を有する行政機関を公益通報者に教示しなければならない旨の規定が置かれており（法第14条）、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガ

イドライン（外部の労働者等からの通報）」においても、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示することとされている。

(イ) 「当該行政機関があらかじめ定めた者」

行政機関は、業務効率化等の観点から行政機関の事務の一部を外部に委託することは許容されており、これら外部の委託先への通報を当該通報対象事実について権限を有する行政機関の通報と同様に取り扱う趣旨である。

原始法においては、行政機関があらかじめ定めた者を通報先を含む旨の明文の規定はなかった。そのため、1号通報の規定ぶりとの対比により、2号通報についてのみ、行政機関があらかじめ定めた者に対する通報を保護の対象外と解されるおそれがあった。

そこで、改正法では、行政機関があらかじめ定めた者を含む「行政機関等」に対する通報についても、公益通報として保護されることとなるよう、明確に規定された。

○ 関連ガイドライン

[参考] 公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）

3. 通報への対応

(5) 通報者への措置の通知

①各行政機関が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。

5. その他

(4)協力義務等

②各行政機関は、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

[参考] 公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）

3. 通報への対応

(5) 通報者への措置の通知

①各地方公共団体が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。

5. その他

(4)協力義務等

②各地方公共団体は、通報対象事実又はその他の法令違反の事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

ウ その他の外部通報先への公益通報

事業者の外部の通報先として、上記の権限を有する行政機関等のほか、

- ・ その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けおそれがある者を含み、当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）

を規定するものである。

(7) 「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」

このような通報先としては、犯罪行為やその他の法令違反行為の内容等に応じて様々な通報先が考えられるため、具体的な通報先の限定や例示を行うことは避け、一般的な規定とされたものである。

例えば、

- ・ 消費者利益の擁護のために活動する消費者団体
- ・ 加盟事業者の公正な活動を促進する事業者団体
- ・ 行政機関による不正行為等を監視する各種オンブズマン団体
- ・ 弁護士や公認会計士が運営する公益通報者支援団体
- ・ 国政調査権を行使する国会の議員
- ・ 多数の者に対して事実を知らせる報道機関

などが考えられる。

なお、処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関についても、行政指導権限や契約上の権限に基づき被害の発生・拡大を防止することができる場合には、「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」に該当する場合があると考えられる。

(4) 「当該通報対象事実により被害を受け又は受けおそれがある者」

例えば、「当該通報対象事実により被害を受け又は受けおそれがある者」として、

- ・ 有害な物質を含んだ食品が販売されている場合の購入者
- ・ 有害な物質が排出されている場合の周辺住民
- ・ 表示と異なる原材料が供給されている場合の供給先事業者

などが考えられる。

(5) 「当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者」

「当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者」を除くこととされている理由は、労働者は事業者の利益を不当に侵害しないように配慮して行動する誠実義務を

負うこととの関係上、競業する他の事業者への通報、暴力団への通報等を排除するためである。

○ 競争上の地位にある者に対する通報の違法性を認めた裁判例

〔参考〕大阪地裁平成12年3月15日判決（積水樹脂（解雇）事件）

「原告がS電工に陳述書の写し等を送付した目的の真相は必ずしも判然としないところがあるが……H社は……同業者という点ではあくまで競争関係にある会社であって、その親会社であるS電工に対し、現に係属中の訴訟に関係する文書を秘密裡に送付して、その調査や処置を求めることは、当該文書が秘匿文書でないとしても、被告会社内部に紛争や不正があるかのような疑念を招来し……被告会社の信用にも関わるものであった。かかる行為は、従業員としての基本的な忠実義務に違反するものであり、労使間の信頼関係を破壊し社内秩序を乱すものというべきであって、就業規則……に違反……すると認められる。」

（イ） 報道機関への公益通報

「報道機関」とは、例えば、個人情報保護法では、「報道」すなわち「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）」（個人情報保護法第57条第2項）を業とする「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）」（個人情報保護法第57条第1項第1号）とされている。

このような報道機関への通報は、当該報道機関によるチェックを経て、犯罪行為やその他の法令違反行為という通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、客観的事実として国民に広く知らせることを通じ、その発生や被害の拡大の防止に資すると考えられることから、その他の外部通報先には報道機関が含まれる。

また、本項の通報先からは事業者の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者」が除外されているが、本法の定める通報対象事実が犯罪行為やその他の法令違反行為であり、このような反社会的な行為が生じ、又はまさに生じようとしているという客観的事実を事実として知らせる限りにおいては事業者の「正当な利益を害する」ことにはならないと考えられるため、除外規定によって報道機関がその他の外部通報先から排除されることはない。

なお、例えば、事実を歪曲して伝達したり、事実を公表しない代わりに事業者に金銭を要求したりすることを目的としているような者については、「正当な利益を害するおそれがある者」として、本項の通報先に含まれないと考えられる。

○ 参照条文

〔参考〕個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（適用除外）

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

第2条（定義）

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

二～四 （略）

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 （略）

○ 報道機関が法令違反の是正を図るために必要な者であると認めた裁判例

〔参考〕 富山地裁平成17年2月23日判決（トナミ運輸事件）

「内部告発方法の妥当性についてみると、原告が最初に告発した先は全国紙の新聞社である。報道機関は本件ヤミカルテルの是正を図るために必要な者といいうる……。」

○ 報道機関が法令違反の是正を図るために必要な者であると認められなかった裁判例

〔参考〕 東京地裁平成23年1月28日判決（学校法人田中千代学園事件）

「本件内部告発先の週刊甲の記者は、……本件内部告発事実について原告から実名報道の了解を得ただけで、被告に対する反対取材（本件内部告発の裏付け取材）を全く行わないまま本件週刊誌を発刊しており、このような報道姿勢は極めて誤報を生む危険性の高いものであることはいうまでもない。そうだとすると以上のような取材手法に基づき本件各記事を本件週刊誌上に執筆した上記週刊甲の記者ないしは同誌の公刊元は、少なくとも本件に関する限り、「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」……には当たらないものというべきである。」

（オ） インターネット上での通報者自身による告発

インターネット上での告発の現状を見ると、匿名で、単なる憶測や伝聞に基づいて行われたりする事例も見受けられるところであるが、単なる憶測や伝聞に基づく事業者の外部への通報は、法第3条第3号の「信ずるに足りる相当の理由」がある場合という保護要件を満たさないことなどから、一般的には、インターネット上での一方的な書き込みなどは保護の対象に当たらない場合が多いと考えられる。

また、インターネットの閲覧者は、通常、「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」（法第2条第1項）にも該当しないと考えられる。

しかし、例えば、当該商品が広く流通していて誰もが被害者になり得る場合や、顧客のみが利用できる会員サイト上のインターネット掲示板に書き込みを行う場合などで、その書き込みが十分な根拠に基づいているときなどには、「信ずるに足りる相当の理由」（法第3条第3号）がある場合という保護要件を満たし、「当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者」（法第2条第1項）に対する通報であることから、本法の保護の対象となり得る場合も考えられ、個々の事案に応じて判断すべきであると考えられる。

なお、通報者が自らインターネットを利用して役務提供先における犯罪行為やその他の法令違反行為を公表した場合には、名誉毀損の成立要件である「公然と事実を摘示」したことに該当するケースが多いと考えられるが、本法による保護を受け得る事案では、通常は刑法や民法上の名誉毀損の違法性等を阻却することとなると考えられる。

(6) 通報行為

ア 「通報すること」

一般的に「通報」とは「一定の事実を他人に知らせること」（『法律用語辞典〔第5版〕』（有斐閣・2020年））とされており、本法の「公益通報」においては、

- ・ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を
- ・ 所定の通報先に知らせる行為

であるといえる。

これに対し、「相談」とは一般的に「他人に意見を求めること」（『広辞苑〔第7版〕』（岩波書店・2018年））であり、本法に関連しては、例えば、

- ・ ある行為が、本法の対象となる犯罪行為やその他の法令違反行為に当たるかどうか
- ・ 本法による保護を受けるためには、どのような通報先に通報すべきか

などについて、通報の前段階で、助言を求めることが想定される。

このような「相談」が、犯罪行為やその他の法令違反行為の行われた事業者名などの具体的事実を知らせない一般的な内容で行われる限りにおいては、「通報」には当たらず、本法による保護の対象とはならないが、事業者名、通報対象事実と疑われる行為の内容、当該行為の実行者名などの具体的事実を示して行われる場合には、「通報」に当たり得ると考えられ、本法の定める要件を満たせば、本法による保護を受けることができる。

もともと、本法による保護を受けることができない場合であっても、相談したことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けた場合には、労働契約法や権利濫用などの一般法理によって保護され得る。例えば、弁護士等の法律上・契約上の守秘義務を負う者への相談のためにその者に対して具体的事実を開示した場合、本法の定める要件を満たしていないとしても、通常は労働契約法や権利濫用などの一般法理によって保護されると考えられる。

また、通報代行権限の授権に際しての受任者への情報の開示についても、上記の「相談」の場合と同様に考えられる。

○ 法律上の守秘義務規定の例

[参考] 刑法（明治40年法律第45号）

（秘密漏示）

第三百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下

第2条（定義）

の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

[参考] 弁護士法（昭和24年法律第205号）

（秘密保持の権利及び義務）

第二十三条 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○ 弁護士に対する相談に際して秘密を開示することは許されるとした裁判例

[参考] 東京地裁平成15年9月17日判決（メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ事件）

「ところで、弁護士は、その職責に鑑みれば、正式な委任関係に立つ前の段階であっても、法律相談に応じる場合には、相談者から必要な事実関係、情報を知らされなければ適切な判断ができないし、職務上知り得た秘密を保持する義務を有するから（弁護士法23条）、相談者が自己の相談について必要であると考えた情報については、たとえその中に企業機密に関する情報が含まれている場合であっても、企業の許可を得なくてもこれを弁護士に開示することは許されるというべきである。」

イ 通報者の認識

通報とは、具体的事実を知らせることであり、それがどの法律のどの条項に抵触するかについて通報者が認識している必要はない。また、通報者が適用法令を誤って認識していたり、対象法律となっていない法令の違反と認識していたりした場合であっても、通報の内容に通報対象事実が含まれている限り、公益通報の要件を欠くことにはならない。

ウ 匿名通報

本項は、対象となる通報を顕名の通報に限定していない。

匿名の通報であれば、通常は通報者が特定されず不利益な取扱いを受けることもないため、保護する必要は生じないとも考えられるが、通報時には匿名でも、結果的に通報者が特定される場合も考えられ、その場合には本法の保護の対象とする必要があるためである。

なお、本法による保護を受けるためには、匿名通報と不利益な取扱いとの間の因果関係を立証するために、自らがその通報をした者であることを明らかにすることになるものと考えられる。

(7) 基準時

「公益通報」に当たるか否かは、通報の時点を基準に判断される。

そのため、通報時点で対象法律となっていた法律に違反する行為を通報した場合には、その後、当該法律が対象法律から除外されたとしても、「公益通報」として保護され得る。

5 立証責任

一般に、民事訴訟においては、一定の法律効果の発生を主張する者が立証責任を負うこととされている。

そのため、本法においても、本項の「公益通報」の各要件については、原則として保護を受けようとする通報者側が立証責任を負うこととなる。

もともと、「公益通報」としての保護の対象から除外される要件である「不正の目的」については、事業者との関係で、「不正の目的でないこと」を通報者に主張立証させるのは公平ではないから、公平の見地から、事業者側が「不正の目的があったこと」を立証することとなる。

○ 「不正の目的があったこと」の立証責任が事業者側にあるとした裁判例

[参考] 大阪高裁平成21年10月16日判決（神戸司法書士事務所事件控訴審）

「上記のような意図があるからといって、被控訴人の法務局への通報行為に不正の目的があったとすることはできない。他に、被控訴人に不正の目的があったことを窺わせる事実を認めるに足りる証拠はない（不正の目的があったことは、控訴人に立証責任がある。）。」

第2条第2項（「公益通報者」の定義）

2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

1 本項の概要

本項は、本法による保護の対象となる「公益通報者」を定義するものである。

2 本項の趣旨

本項は、本法による保護の対象となる「公益通報者」を定義するものである。

3 本項の解釈

(1) 「公益通報をした者」

公益通報の主体については法第2条第1項の解説を参照。

第2条第3項（「通報対象事実」の定義）

- 3 この法律において「通報対象事実」とは、次の各号のいずれかの事実をいう。
- 一 この法律及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実
 - 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

別表（第二条関係）

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 四 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）
- 五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）
- 七 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として政令で定めるもの

1 本項の概要

本項は、本法の別表と相まって、公益通報者保護制度において保護対象となる通報の「通報対象事実」の範囲を規定するものである。

本項第1号は、対象とする通報対象事実のうち、犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実を規定し、第2号は当該犯罪行為等と関連するその他の法令違反行為の事実を規定するものである。

2 本項の趣旨

(1) 原始法制定時の経緯

本法は、事業者がその社会的責任として違法行為を行わないことに資するものであるが、より

直接的には、

- ・ 事業者による食品偽装事件、リコール隠し事件などが相次ぎ、これらの違法行為が国民の生命、身体、財産等に被害を及ぼす可能性があるだけでなく、国民生活に対する安心や信頼を損ない、国民生活の安定や社会経済の健全な発展を阻害していること
- ・ 事業者の違法行為によって実際に国民の生命、身体、財産等に被害が発生した場合には、その性質上、被害が広範囲に及んだり、回復し難い被害が生じたりするなど、事後的な損害賠償請求等によっては効果的な救済とならないことが考えられるため、被害の未然防止・拡大防止の観点から違法行為を抑止していく必要性が高いこと

を踏まえ、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的とするものである。

このような分野を本法の対象とすることについては、国民生活審議会において、真に必要な分野の制度として「国民生活に関わる分野」について整備することとされたことに加え、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」（平成14年12月12日）においても、「特に公益性の高い事案（国民の健康・安全に関わる事案、環境破壊等）」について公益通報者保護制度を検討すべきとの提言がなされていたところである。

原始法制定当時の国民生活審議会での議論においては、

- ・ 規制の制定は後追いになることが多く、「危害のおそれ」等を通報の対象に含めないと国民生活への被害が防止できないとの意見
- ・ 「法令違反行為」以外の通報を認めると、通報の対象が不明確となり、制度の運用に当たって混乱が生じるとの意見

の双方の意見があり、このような議論を踏まえて、通報の対象を「保護される通報の範囲を明確にする観点から、……規制違反や刑法犯などの法令違反とすることが考えられる。」（国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」）との結論が出された。

このような国民生活審議会等での議論も踏まえ、保護される通報の範囲を明確化する観点から、犯罪行為と犯罪行為に関連するその他の法令違反行為が通報の対象とされたものである。

○ 原始法制定当時の意見

〔参考〕総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」（平成14年12月12日）

「また、特に公益性の高い事案（国民の健康・安全に関わる事案、環境破壊等）については、速やかに国民に周知し、被害等の未然・拡大防止を図ることが重要であることから、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、内閣府は所要の措置を講ずべきである。【平成15年度までに措置】」

〔参考〕国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」（平成15年5月28日）

日)

「このような国民生活にかかわる分野での法令違反は、消費者利益を侵害する法令違反と密接な関係があり、また、被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であることから、通報の対象としてこれらの分野も含めることが望ましい。」

「これらの通報の対象となる法令違反の範囲については、保護される通報の範囲を明確にする観点から、消費者利益の侵害、人の健康・安全への危険、環境への悪影響に関する規制違反や刑法犯などの法令違反とすることが考えられる。この場合、通報者が通報時に法令違反であると信じるに足りる相当の理由があった場合には、通報者の保護がなされるよう配慮すべきと考えられる。

この通報の範囲については、人の生命又は身体への危害は極めて重大な問題であり、これら危害のおそれがある場合には、被害の未然防止・拡大防止の観点から、法令違反の有無を問わず通報の対象に含めることとすべきとの意見があった。

また、広く消費者利益の擁護等を図る観点から、人の生命又は身体への危害に限らず財産への侵害についても、侵害の事実又はそのおそれがある場合には、通報の対象に含めることとすべきとの意見もあった。」

(2) 改正法制定時の経緯

原始法制定時、過料といった刑罰以外の制裁の対象とされている法令違反行為は、手続上の義務違反等の軽微な違反であるため、原始法の対象とはされなかったが、通報対象事実については、原始法施行後の状況等も見ながら検討を行っていくことが予定されていたなど、過料の対象となる法令違反行為について、原理的に本法の対象に含めることが否定されたわけではなかったところ、

- ・ 原始法施行後、事業者や労働者において、刑事罰で担保されていない不正行為についても、公益通報制度を通じて是正を図ることが必要であり、事業者の法令遵守にとって有益であるとの意識が浸透してきたこと
- ・ 過料により担保されている不正行為については、重大な結果を生じさせるおそれがあること、または、当該不正行為自体は軽微なものであるとしても、その結果、重大な被害につながることもあり得ること
- ・ 過料については、一定の行為に対する行政上の秩序罰として科されるものであり、罰則としての性質を有しており、その要件が条文上明確に規定されているため、過料により担保されている不正行為については、明確性があること
- ・ 過料により担保されている不正行為を通報対象事実の範囲に含めたとしても、事業者の予見可能性を損なうこととはならず、事業者の多くが刑事罰で担保されていない不正行為についての通報も受け付けていることなどから、事業者に過度な負担は生じないこと

などを踏まえ、改正法では、法律の規定に基づく過料の対象となる不正行為の事実について、通報対象事実の範囲に追加することとされたものである。

3 本項の解釈

(1) 対象法律

ア 法の定める対象法律

前記の趣旨を踏まえ、本法は公益通報の対象となる事実が規定されている法律（これらの法律に基づく命令を含む。以下「対象法律」という。）を「この法律」（本法）及び「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」とし、後者のうち代表的な以下の7法律を別表に掲げ、その他の対象法律については、政令に委ねることとされている。

- ・ 個人の生命又は身体の保護に関わる法律の代表例として、
刑法、食品衛生法
- ・ 消費者の利益の擁護に関わる法律の代表例として、
金融商品取引法、日本農林規格等に関する法律
- ・ 環境の保全に関わる法律の代表例として、
大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ その他の利益の保護に関わる法律の代表例として、
個人情報保護法

これは、

- ・ 対象法律については国民生活に及ぼす影響等を精査した上で定める必要があること
 - ・ 政令であれば、法律の制定・改廃等に対応した対象法律の見直しを機動的に行えること
- から、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」を本法の別表に網羅的に掲げるのではなく、7法律以外の対象法律は政令に委任することとされたものである。

イ 政令の定める対象法律

政令で定める対象法律は、本項が「通報対象事実」を最終的に刑罰又は過料により実効性が担保されている規定に違反する行為とされていることから、まず、刑罰又は過料の規定のある法律であることが前提である。

このように規定された趣旨は、最終的に刑罰又は過料によって実効性の担保を図っていない法令の規定は、構成要件が不明確なものや、当該違反行為に刑罰又は過料を科すべきとの社会的コンセンサスが現時点ではない軽微な違反行為であると考えられたためである。

その上で、対象法律とするためには、以下のⅠ及びⅡを共に満たす法律であることが必要である。

- Ⅰ 目的規定、事業者への規制に関する規定、罰則規定（刑罰規定又は過料規定）等から判断して、当該法律が「国民の生命、身体、財産その他の利益」を保護することを直接的な目的としていると考えられること
- Ⅱ 違反することにより「国民の生命、身体、財産その他の利益」への被害が生じることが想定される規定（最終的に刑罰又は過料により実効性が担保されているものに限る。）を含んで

いること

さらに、法が掲げる「個人の生命又は身体の保護」などの「分野の例示」や刑法など「法律の例示」を踏まえて、最終的に、八号政令により、対象法律が確定されている。

なお、対象とすべき法律が新たに制定されたり、対象であった法律が廃止されたりした場合などに、対象法律の追加や削除を行うこととなる。

ウ 対象外法律

(7) 対象法律該当性の要件を満たさない法律

以下の法律は、上記イのⅠ又はⅡの要件のいずれかを満たさないため対象とされていない。

① 専ら国家の機能に関わる法律（国家の機能について定めることが直接的な目的）

公職選挙法、政治資金規正法、国家公務員法、民事訴訟法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、各種税法（所得税法、法人税法、消費税法など）、地方自治法、出入国管理及び難民認定法、自衛隊法 など

② 専ら法人の内部管理に関わる法律（内部管理について定めることが直接的な目的）

独立行政法人通則法、各種独立行政法人設置法 など

③ 各種事業の振興や促進のための法律（振興や促進が直接的な目的）

農業振興地域の整備に関する法律、下請中小企業振興法、中小企業等経営強化法、新都市基盤整備法 など

④ 上記のほか、上記イのⅠ又はⅡの要件のいずれかを満たさない法律

森林法施行法（森林法の円滑な施行が目的）、児童手当法（刑罰規定が国支給の手当ての不正受給に係るものしかない） など

(4) 対象法律該当性の要件を満たすが対象法律とされていない法律

また、法が掲げる「分野の例示」や「法律の例示」を踏まえ、たとえ上記イのⅠ及びⅡの要件を満たす場合であっても、事業者による違反が想定されない法律や専ら社会的法益の保護に関わる法律等は対象とはされていない。

① 事業者による違反が想定されない法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律 など

② 事業者の違法な経済活動によって被害が生じたとしても、その被害が個々人の実感できないもので、個々人の生活に及ぼす影響が小さい法律

競馬法、通貨及証券模造取締法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、河川法 など

③ 事業者の違法な経済活動によって被害が生じたとしても、一般的に被害者数がごく限られ

る法律など

深海底鉱業暫定措置法 など

エ 廃止法等

国民の生命、身体、財産その他の利益への被害が考えられるものとして、廃止された法律又は改正された法律のうち廃止・削除・改正後もなおその効力を有する罰則規定（例えば、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の規定等）や、一部改正法の附則の罰則規定（例えば、工業標準化法の一部を改正する法律附則第7条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律附則第6条第6項等）がある。これらについては、対象法律に含まれる法律に係るものである場合は、当該廃止された法律又は改正された法律の規定や一部改正法の附則の規定は、別表に掲げられた法律の規定として捉えるものとされている。

なお、一部改正法の附則に罰則が規定されているもののうち、

- ① 経過措置中について定めたものであって、現段階で適用される刑罰規定がないもの
- ② 適用される経過措置期間が限定されること等から、制度の対象とすべき必要性が低く、これを規定しようとする、かえって制度の安定性が損なわれるもの

（例えば、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（附則第9項等）については、別表に掲げられた法律の規定として捉える対象ではないと解される。

○ 廃止された法律の規定について、なおその効力を有することとしている規定の例

[参考] 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）

附 則

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止）

第四条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）は、廃止する。

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第五条 前条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（以下「旧金融機能安定化法」という。）第三条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定に係る旧協定銀行（旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。）の業務（前条の規定の施行の際有する取得優先株式等（旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等をいう。）及び取得貸付債権（同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。）に係るものに限る。）及び当該業務に係る機構の業務については、旧金融機能安定化法（第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第一項、第三章、第二十八条から第三十三条まで及び第五章の規定を除く。）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。（以下略）

○ 一部改正法中に規定される罰則の例（別表に掲げられた法律の規定として捉える例）

[参考] 工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）

第2条 (定義)

附 則

(表示の禁止等に関する経過措置)

第七条 何人も、附則第四条第一項に規定する場合を除くほか、その取り扱う鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、旧法第十九条第一項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2～6 (略)

7 第一項から第四項までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8 (略)

○ 一部改正法中に規定される罰則の例（当該一部改正法を別表に明記している例）

[参考] 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27法律第73号）

附 則

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が労働者派遣法第六条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に労働者派遣法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお労働者派遣法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5 (略)

6 前二項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 (略)

[参考] 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成27年政令第340号）

(欠格事由等に関する経過措置)

第五条 当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)第二百八十一号	昭和六十年法律第八十八号	昭和六十年法律第八十八号)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十三号
(略)	(略)	(略)

○ 一部改正法中に規定される罰則の例（別表に掲げられた法律の規定として捉える対象ではないと解される例）

〔参考〕 宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和39年法律第166号）

附 則

（経過規定）

8 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の施行の日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

オ 政令及び府省令

別表に掲げる法律に基づく政令・府省令については、

- ・ 法律と政令・府省令は一つの目的の下、一体的に構成されていること
- ・ 対象法律を別表で規定した際に機械的に範囲が決まること

から、これらの政令・府省令に基づくものについては政令等に委任せず、本項で「……に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）」とされ、別表に掲げる法律と同様の扱いとされている。

カ 条例

本法では、条例に基づく違反行為は「通報対象事実」に含められていない。これは、地域によって保護される通報の範囲に差が生じることは適当ではないと考えられるためである。

(2) 対象行為

ア 趣旨

本法における保護対象の通報とすることが考えられる事業者の違法・不当な行為としては、

- ① 刑罰又は過料が科される違法行為
- ② 行政処分の対象となる違法行為
- ③ 民事法違反（公序良俗違反、不法行為、債務不履行など）
- ④ 不当な行為（各種基本法の努力義務違反など）

が考えられる。

[図表] 分野ごとの具体的な対象法律の例

個人の生命・身体 の保護	刑法・特別刑法 (※1)	刑法 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
	商品・サービスの安全の確保に 関わる法律 (※2)	食品衛生法 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 消費生活用製品安全法電気用品安全法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律建築基準法 道路運送車両法道路運送法 医師法
	危険物等の安全の確保に関わる 法律 (※3)	消防法 原子力災害対策特別措置法 石油パイプライン事業法火薬類取締法 高圧ガス保安法 毒物及び劇物取締法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 農薬取締法
	特定の属性を有する個人の生 命、身体等の保護に関わる法律 (※4)	労働安全衛生法じん肺法 船員災害防止活動の促進に関する法律災害対策基本法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 児童福祉法 老人福祉法生活保護法
消費者の利益の擁護	商品・サービスの提供方法の規制 に関する法律 (※5)	金融商品取引法 不当景品類及び不当表示防止法 日本農林規格等に関する法律 食品表示法 計量法 割賦販売法 家庭用品品質表示法 特定商取引に関する法律 住宅の品質確保の促進等に関する法律 産業標準化法 無限連鎖講の防止に関する法律電気事業法 ガス事業法
	商品・サービスを提供する事業 の規制に関する法律 (※6)	貸金業法銀行法 宅地建物取引業法旅行業法 電気通信事業法建設業法 商品投資に係る事業の規制に関する法律 弁護士法
環境の保全	公害の防止に関わる法律 (※7)	大気汚染防止法悪臭防止法 振動規制法 水質汚濁防止法騒音規制法 土壌汚染対策法
	その他環境の保全に関わる法律 (※8)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律自然環境保全法 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
公正な競争の 確保	公正な競争の確保に関わる法律 (※9)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 下請代金支払遅延等防止法 卸売市場法

第2条 (定義)

その他	個人情報等の保護に関わる法律 (※10)	個人情報の保護に関する法律 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
	その他消費者以外の者の利益の保護に関わる法律 (※11)	著作権法 意匠法 特許法 商標法 実用新案法種苗法 労働基準法 労働組合法 厚生年金保険法 国民健康保険法 会社法 破産法

※1 個人の生命、身体等の保護に関わる刑法・特別刑法。

※2 食品、医薬品、家庭用品、建築物、自動車、電気、ガス等の商品、及び、旅客サービス、医療サービス等のサービスによる個人の生命又は身体への危害の防止に関わる法律。

※3 「危険物等」とは石油類、電気、ガス類、火薬類、毒物、核燃料物質、化学兵器、放射線、農薬、車両等をいい、これらによる個人の生命又は身体への危害の防止に関わる法律として、危険物等の取扱い、危険物等を取り扱う事業設備（貯蔵、処理に供する工作物等）、危険物等により生ずる災害の防止、危険物等の提供、危険物等を使用する際に用いる器具等に関わる法律。

※4 労働者、被災者、児童等の特定の属性を有する個人の生命、身体等への危害の防止に関わる法律。

※5 商品・サービスの表示、計量、取引、販売、価格、品質等を規制することで、商品・サービスを提供される者の利益の保護に関わる法律。

※6 事業の開業やサービスを提供する資格に関する規制を行うことで、商品・サービスを提供される者の利益の保護に関わる法律。

※7 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関する規制を行う法律。

[参考] 環境基本法（平成五年法律第九十一号）

(定義)

第二条 1・2 (略)

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のため土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二～五 (略)

2 (略)

第2条（定義）

- ※8 法令違反行為によって国民の生命、身体、財産その他の利益への被害が生じることが想定される法律のうち、公害の防止以外の環境の保全に関わるもの。
- ※9 公正かつ自由な競争の促進その他取引の公正の確保に関する法律。
- ※10 個人情報等の保護に関わる法律のうち、個人情報等を保護することを直接的な目的としているもの。
- ※11 知的財産権、労働基本権、年金受給権等の消費者以外の者の利益の保護に関わる法律で、「その他」の「個人情報等の保護に関わる法律」及び「個人の生命・身体の保護」の「特定の属性を有する個人の生命、身体等の保護に関わる法律」に分類されないもの。
- ※12 下線を付した法律については、本法の別表中に掲げられている。

このうち、「③ 民事法違反」や「④ 不当な行為」が公益通報の対象となることについては、

- ・ 公序良俗違反や不法行為の範囲は抽象的なものとならざるを得ず、何が公益通報の対象となるのか、利益侵害の事実や因果関係があったのかどうか等について裁判所の判断を仰がなければならないケースが多いため、公益通報に関する予測可能性を害し、法的安定性を損なうと考えられること

- ・ 現行法で規制の対象とされず、努力義務等にとどまっている危険については、リスク評価をめぐって見解が分かれ、公益通報の対象範囲が不明確になること

から、対象範囲とされなかったものである。

一方、公益通報の対象を、直接刑罰又は過料が科される違法行為のみとした場合、原始法検討の発端となった企業不祥事において企業が違反した当時の法律の規定のうち、

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条（不当な表示の禁止）
- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8（製造業者等が守るべき表示の基準）
- ・ 原子炉等規制法第37条第4項（保安規定遵守義務）

は直接刑罰又は過料が科される違法行為ではなく、主務大臣による命令等によりその実効性を担保しているため、このような規定に違反する事実が本法の対象外となるという問題が生じることとなる。

本法が企業不祥事を発端として導入が検討されてきたことを踏まえると、通報の対象としては、これらの規定に違反する事実を含めることが必要であると考えられた。

上記の企業不祥事において問題となった事例を見れば、当該違反行為が直接刑罰又は過料の対象とはならないものの、法律の規定に違反する場合又は規定に基づく基準を遵守しない場合に主務大臣が命令又は指示を行い、さらにその命令等に違反する場合には刑罰又は過料を科するという形により、最終的には刑罰又は過料でその実効性が担保されている。

これを踏まえ、通報対象事実としては、

- ① 犯罪行為及び過料対象行為（「過料の理由となる事実」）

に加え、犯罪行為又は過料対象行為となり得る規制違反行為、すなわち、

② 規定違反に対し、行政処分が用意されており、かつ、当該行政処分に違反することが犯罪行為又は過料対象行為である場合における当該規定に違反する事実等（途中段階に他の命令等が介在する場合も含む。）

を含めることとされた。

なお、規制法違反行為の中でも、公表といった刑罰及び過料以外の対象とされているものは、手続上の義務違反などの軽微な違反行為であるため、本法の対象とはされなかったものである。

なお、

- ・ 法令は、それぞれの法目的の達成に必要な範囲内で各条項が置かれており、それらが一体となって法目的の達成のために機能していること
- ・ 通報の対象となる法令の規定の範囲については、明確であることと同時に通報者が理解しやすいものである必要があること

から、本法では、通報対象を、対象法律の規定に違反する行為のうち、国民の利益の保護に関わる規定に違反する行為に限定することはせず、対象法律中の犯罪行為及び過料対象行為並びに本項第2号に規定する法令違反行為は全て通報対象とされている。

イ 「犯罪行為の事実」及び「過料の理由とされている事実」

本項においては、対象法律に規定する罪の「犯罪行為の事実」及び対象法律に規定する「過料の理由とされている事実」を本制度の公益通報の対象行為としている（本項第1号）。

これに該当する事実としては、

- ① 対象法律の規定（これらに基づく命令（政令、府省令、告示等）を含む。）に違反する事実（例えば、基準に適合しない等）で、直接刑罰又は過料の対象とされている事実
- ② 対象法律に基づく行政処分に違反する事実で、直接刑罰又は過料の対象とされている事実がある。

ウ 「処分の理由とされている事実」

公益通報の対象行為については、前記イのとおり、対象法律に規定する罪の犯罪行為及び過料の理由とされている事実（本項第1号）を規定するほか、対象法律において行政処分違反が犯罪行為又は過料対象行為となる場合において、当該行政処分を行う理由とされている事実であって直接刑罰又は過料が科されないもの（本項第2号）が規定されている。

具体的には、本項第2号は、「別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）」と規定されている。

これは、前記イ①及び②の事実に加え、以下の事実をも対象とするものである。

まず、「別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実」（本項第2号本文）とは、前記イ②の行政処分の理由となり得る事実であって、類型としては、

③ 対象法律の規定（これらに基づく命令（政令、府省令、告示等）を含む。）に違反する事実（例えば、基準に適合しない等）

④ 対象法律の規定に基づく行政処分に違反する事実又は勧告等に従わない事実

⑤ その他最終的には行政庁が当該行政処分の理由として判断する事実（例えば、「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき」、「〇〇のために必要があると認めるとき」等の規定に基づき行政庁が行政処分の要否を判断する際の基礎となる事実。）がある。

さらに、「当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。」（本項第2号括弧書き）とは、上記④の行政処分又は勧告等の理由となる事実を含むことが規定されており、当該事実についても上記③～⑤の類型がある（例えば、対象法律の規定違反に対し勧告 → 当該勧告違反に対し命令 → 当該命令違反に対し刑罰、というように最終的に犯罪行為となるまでに二重の行政処分等が行われる場合。）。

なお、本法においては、犯罪行為の事実（法第21条）及び過料の理由とされている事実（法第22条）が規定されていることから、法第2条第3項第1号において「この法律」と規定されており、これらの事実は通報対象事実となる。一方、本法においては、一定の事実を理由として処分（命令、取消しその他の公権力の行使に当たる行為をいう。法第2条第1項）をし、当該処分に違反することが犯罪行為の事実又は過料の理由とされる事実となる規定が設けられていないことから、法第2条第3項第2号においては「この法律」と規定されておらず、同号の対象に本法は含まれない。

第2条第4項（「行政機関」の定義）

4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。）

1 本項の概要

本項は、公益通報を受ける機関としての「行政機関」の範囲を定義するものである。

2 本項の趣旨

公益通報の通報先としては、通報対象事実について処分権限のある行政機関だけでなく、各法令において通報対象事実について勧告、指示その他の処分に当たらない行為をする権限を有する機関も含めることが適当である。

このため、処分権限のある国・地方の行政機関を指す「行政庁」や国の行政庁を指す「行政官庁」ではなく、次に掲げる「行政機関」が対象とされたものである。

3 本項の解釈

(1) 国の行政機関

国の行政機関（本項第1号に掲げる機関）とは、次のア～カの機関をいい、国会、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府、デジタル庁及び復興庁を除く。）は含まない。

ア 「内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関」

内閣府設置法に基づく「内閣府」、宮内庁法に基づく「宮内庁」又は内閣府設置法の第49条第1項若しくは第2項に規定する機関である「公正取引委員会」、「国家公安委員会」、「個人情報保護委員会」、「カジノ管理委員会」、「金融庁」及び「消費者庁」を指す。

イ 「デジタル庁」

デジタル庁設置法に基づく「デジタル庁」を指す。

ウ 復興庁

復興庁設置法に基づく「復興庁」については、復興庁設置法附則第3条に基づき、本項第1号の国の行政機関となる。

エ 「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関」

内閣の所轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる「省」及びその外局として置かれる「委員会」及び「庁」をいい、国家行政組織法の別表第1に列挙されている11省5委員会15庁を指す。

オ 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」

国家公務員法第3条に規定される「人事院」がある。

カ 「これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員」

上記のア～オにこれらの所掌事務を遂行するため又は分掌するために置かれる機関若しくは部局等（内部部局、地方支分部局、審議会等の合議制機関のほか、省令等によりこれらに置かれる機関又は部局等）をいう。

また、これらの組織としての機関のほか、個別の法律において法律上独立に権限を行使することができるものとして規定される職員についても、その旨を別途規定するものである。

具体的には、処分権限を行使する各「行政機関の長」その他の行政庁たる職員（例：警察官、検察官、労働基準監督官、植物防疫官、道路監理員、海上保安官）がこれに該当する。

○ 参照条文

[参考] 内閣府設置法（平成11年法律第89号）

（設置）

第二条 内閣に、内閣府を置く。

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

[参考] 宮内庁法（昭和22年法律第70号）

第一条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

2 （略）

[参考] 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務及び同条第二項の規定により当該大臣が掌理する行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

別表第一 (第三条関係)

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	出入国在留管理庁 公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		スポーツ庁 文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	
農林水産省		林野庁 水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁特 許庁 中小企業庁
国土交通省	運輸安全委員会	観光庁 気象庁 海上保安庁
環境省	原子力規制委員会	
防衛省		防衛装備庁

[参考] デジタル庁設置法 (令和3年法律第36号)

(設置)

第二条 内閣に、デジタル庁を置く。

[参考] 国家公務員法 (昭和22年法律第120号)

(人事院)

第三条 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣に報告しなければならない。

②～④ (略)

[参考] 復興庁設置法 (平成23年法律第125号)

(設置)

第二条 内閣に、復興庁を置く。

附則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）	第二条第四項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(2) 「地方公共団体の機関」

「地方公共団体の機関」とは、地方自治法又は個別の法律により地方公共団体に置かれる執行機関、補助機関、附属機関、分掌機関等をいい、都道府県知事、市町村長等の行政庁等のほか、個別の法律において規定される「独立に権限を行使することを認められた職員」も含まれる。ただし、議会については、国において国会を行政機関に含めていないのと同様、行政機関たる「地方公共団体の機関」から除かれる。